

加須市監査基準及び逐条解説

加須市監査委員

令和2年3月

目 次

第1章 総則	1
第1条 趣旨	1
第2条 規範性	2
第2章 一般基準	3
第3条 監査、検査、審査その他の行為の目的	3
第4条 監査等の範囲及び目的	4
第5条 監査委員の責務	6
第6条 質の管理	7
第3章 実施基準	8
第7条 監査計画	8
第8条 リスクの識別と対応	9
第9条 内部統制を踏まえた監査等	10
第10条 監査等の実施手続	11
第11条 監査等の証拠入手	12
第12条 各種の監査等の有機的な連携及び調整	13
第13条 監査専門委員の選任	14
第14条 監査等の意見聴取	15
第4章 報告基準	16
第15条 監査等の結果に関する報告等の提出等	16
第16条 監査等の結果に関する報告等への記載事項	17
第17条 合議	19
第18条 公表	20
第19条 措置状況の公表等	21
第5章 補則	22
第20条 その他	22

加須市監査基準

第1章 総則

第1条 趣旨

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。次条において「法」という。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の規定に基づいて監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為の実施、報告等に関して監査委員のよるべき基本事項を定めるものとする。

第1条は、監査委員の行う監査、検査、審査その他の行為の根拠法を明示し、本基準の趣旨を総括的に示したものです。これら根拠法には監査等の実施、報告等に際しての具体的な内容が定められていないので、必要となる基本事項を定めることを規定しています。

また、「その他の行為」とは、議決による権利放棄に関する監査委員の意見（法第242条第10項）、市長等の損害賠償責任の一部免責を定める条例の制定・改廃に関する監査委員の意見（法第243条の2第2項）などを指しています。

第2条 規範性

(規範性)

第2条 この基準は、法第198条の3第1項に規定する監査基準であり、監査委員は、当該基準に従って監査、検査、審査その他の行為を実施するものとする。

第2条は、法の改正に伴い、監査委員が監査基準を定め、公表することが義務付けられました。が、改めて監査基準の条文にこの内容を明確に示すことで、監査委員がこの基準を遵守し、規範性が確保されることを意図しています。

第2章 一般基準

第3条 監査、検査、審査その他の行為の目的

(監査、検査、審査その他の行為の目的)

第3条 監査委員が行う監査、検査、審査その他の行為は、本市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、自ら入手した証拠等を基に監査、検査、審査その他の行為に係る意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会、市長等に提出するものとする。

第3条第1項は、監査委員の実施する監査、検査、審査その他の行為の目的を規定したものです。

第2項について「自ら入手した証拠等」は、監査、検査、審査その他の行為の結果の合理的な基礎を形成するために監査委員自らが入手したものに他なりません。この記述は、監査委員が入手した証拠等によらずにその結果に関する報告等を決定しないということを意図しています。

第4条 監査等の範囲及び目的

(監査等の範囲及び目的)

第4条 監査、検査、審査その他の行為のうち、この基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (2) 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査すること。
- (3) 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。
- (4) 例月出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。
- (5) 決算審査 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか、また、予算の執行又は事業の経営が、経済的、効率的かつ効果的に行われているか審査すること。
- (6) 基金運用審査 基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、この基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

第4条第1項では、加須市監査基準における監査委員監査の対象となる監査等の範囲を列記しています。

要求に基づく監査（直接請求監査、議会の請求監査、長の要求監査及び住民監査請求監査）については、個別の要求等に基づいて監査を行うものであり、監査の対象のリスクを考慮して監査委員が主体的に監査対象を決定するものではないことから、この「監査等」には含めていません。

法第199条第3項において、監査委員は、財務監査及び行政監査を行うに当たっては、事務の執行及び経営に係る事業の管理が法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則ってなされているかどうかについて、特に、意を用いなければならないと規定されています。

このことから、加須市監査基準第4条第1項第1号及び第2号においては、同様に規定したところであり、事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的（より少ない費用で実施すること）、効率的（同じ費用でより大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ること）かつ効果的（所期の目的を達成していること、また、効果を挙げていること）に行われている

るかについて監査することが求められます。

第5号の決算審査においては、予算に基づき公共の福祉を目的とする各種行政がどのように実施されたかが重要な関心事であり、予算執行の適正性の検証が主たる目的です。また、経済的、効率的かつ効果的に行われているかについて審査することから、本市の実態に合わせてこの旨を規定したものです。

第2項で対象とするものは、要求等に基づく監査や「その他の行為（第1条の解説を参照）」などを意図しています。

第5条 監査委員の責務

(監査委員の責務)

- 第5条 監査委員は、高潔な人格を維持し、いかなる場合も信義に則り、誠実な態度を保持するものとする。
- 2 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。
- 3 監査委員は、市の財政管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有し、その職務の遂行に当たっては、自らの能力の向上と知識の蓄積を図り、常に自己研さんに努めるものとする。
- 4 監査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第5条は、監査委員が監査という行為に携わる以上、監査委員監査に対する住民の期待に応えるために遵守しなければならない責務を規定したものです。

第1項について「高潔な人格」については、法第196条第1項で識見委員が選任される際の要件として規定されていますが、任期中にわたりその維持が求められることを明示したものです。

また、監査委員として「信義に則り、誠実な態度を保持」することは、住民の期待の観点からは特定の場面や状況に限られるものではないため、この点に留意すべく、「いかなる場合も」と規定したものです。

第2項については 現行制度上、監査委員は服務上の義務として公正不偏の態度を保持することが求められる(法第198条の3第1項)とともに、一方的に罷免されることがない(法第197条の2第2項)として独立的立場を、また兼業、職員との兼職や市長等と一定の親族関係にある者の就任及び在職を禁止する(法第180条の5第6項、法第196条第3項、法第198条の2)ことにより客観的立場を確保しようとしています。

このように、独立性、客観性、公正不偏の態度については、法令に謳われていますが、その重要性を考慮して基準として明示しています。

なお、「正当な注意」とは、人格高潔で、行政運営に優れた識見を有するもの及び議員という選任要件(同第196条第1項)により、適正な注意を期待されていることから規定しています。

第3項について、法第196条第1項でいわゆる識見委員の選任要件として、市の財政管理、事業の経営管理その他行政運営に関する優れた識見を有することが求められています。しかしながら、住民の期待の観点からは、識見委員あるいは議選委員のいずれかにかかわらず、任期中は第3条に規定する目的を果たすためには常に自己研さんが求められていることから、規定したものです。

第4項については、法第198条の3第2項に定められている内容であり、特に重要なことであることからこの基準に再掲しています。

第6条 質の管理

(質の管理)

第6条 監査委員は、職務を遂行するに当たり求められる質を確保するために、監査委員の事務を補助する職員（次項において「事務補助職員」という。）に対して、適切に指揮及び監督を行うものとする。

2 監査委員は、事務補助職員に対し、監査委員の職務がこの基準に則って遂行されるよう、市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研さんに努めさせるものとする。

3 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠及び結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

第6条は、監査等の品質が一定の水準を満たしていることが担保されるよう、監査等の品質管理が必要であることを規定したものです。

第1項及び第2項は、事務補助職員の業務内容や、事務補助職員の専門性の程度が監査等の品質に大きな影響を及ぼすことから、品質管理の一環として規定したものです。

監査委員の行う監査等においては、監査委員の説明責任の観点から、決定した監査等の結果及び意見に関しその根拠を明確にしておくことを意図して、監査調書等の作成、保存という考え方を規定しています。

監査等の結果及び意見の決定に当たっては、当然、監査等の計画、実施した手続及びその合理的な基礎の形成のための十分かつ適切な監査等の証拠が何らかの形で存在し、それらを簡潔明瞭に整理したものが監査調書等です。

第3章 実施基準

第7条 監査計画

(監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、毎年監査計画を策定するものとする。

2 前項の監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

3 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化し、又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合は、必要に応じて監査計画を修正するものとする。

第7条第1項は、監査等の対象となる本市を取り巻く内外の諸状況を勘案し、監査の人員や時間等限られた監査資源等を用いて監査等を効果的かつ効率的に実施するための方向性や重点項目等を、監査計画として毎年策定することを規定したものです。

「監査結果の措置状況」については、措置が不十分な場合又は措置状況について確認が必要な場合、これに該当する監査等の対象組織等を再度監査対象とするといったことを想定し、勘案すべき事項に列記したものです。

また、勘案すべき事項に、監査等の対象とは直接的に関係のない監査委員側の事情である監査資源も列記していますが、これは監査計画を策定する上で現実的に考慮する必要があることから、盛り込んでいるものです。

第2項は、市における財務に関する事務等に係るリスクの内容及び程度、過去の監査結果、過去の監査結果に対する措置の状況等の重要性並びに監査資源等を勘案し、優先順位を考慮して、主に監査対象年度において実施する監査等の種類、対象、実施予定時期、実施体制等を監査計画に定めることを規定したものです。

第3項は、監査計画が、固定的かつ硬直的なものではなく、効果的かつ効率的な監査等の実施のため、前提とした情報に重要な影響を与える変化や発見が認められた場合は、柔軟に見直す必要があることを規定したものです。

第8条 リスクの識別と対応

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、必要に応じて監査等の対象に係るリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で監査等を実施するものとする。

第8条は、必要に応じて、いわゆるリスク・アプローチに基づく監査等を実施することを規定したものです。

リスク・アプローチとは、監査の人員や時間等（監査資源）が有限な中、一定水準の監査等の品質を確保しつつ効果的かつ効率的に監査等を実施するための手法です。

そこで、本市における財務に関する事務等に係るリスクを識別し、その内容及び程度を評価した上で、その結果に応じて本市のリスクが高い事務事業に監査資源を効果的かつ効率的となるよう配分することが求められます。

第9条 内部統制を踏まえた監査等

(内部統制を踏まえた監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況及び運営状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制の整備運営状況に応じて、適切に監査等を行うものとする。

第9条において、内部統制とは、基本的に、業務の効率的かつ効果的な遂行、財務報告等の信頼性の確保、業務に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑えることを確保するために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスとされています。

この内部統制体制の整備については、都道府県及び指定都市に義務付けられ、本市には努力義務が課せられました。そこで、内部統制制度が導入されていない本市にあつては、市長において、内部統制の整備状況及び運用状況を評価し、監査委員が審査を行う仕組みが構築されていないため、その代わりに監査委員が、想定されるリスクを基にした内部統制の整備状況及び運用状況について情報を収集する必要があります。

第2項は、本市では平成26年3月に策定した「加須市リスクマネジメント基本方針」に基づき、様々な形で事務の適正な執行の確保に努めており、既に一定の内部統制が存在していると考えられ、想定されるリスクを基にした、何らかの事前の対策が講じられているものと考えられます。

このため、内部統制を踏まえた監査等により、より本質的な監査実務に人的及び時間的資源を重点的に振り向けていくことは、内部統制制度が導入及び実施されている自治体に限らず必要な考え方です。

第10条 監査等の実施手続

(監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

第10条は、効率的かつ効果的に監査等の証拠を入手するために実施する手続の手法を選択するとともに、得られる証拠力の強弱やその容易性を勘案して適宜これらを組み合わせるほか、リスク・アプローチの観点から、監査等の対象におけるリスクの内容及び程度等に応じた手法を適用する必要があることを規定したものです。想定される各手法の定義を次のとおり列記します。

- (1) 照合 証ひょう突合、帳簿突合、計算突合等のように関係諸記録を相互に突き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめること。
- (2) 実査 事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証すること。
- (3) 立会 主として物品等の在庫高調査又は実地棚卸しを行う際に、現場に立ち会い、その実地状況を視察して正否を確かめること。
- (4) 確認 事実の存否について、写真その他の証拠書類又は当該事項に関係のない第三者の証言等をもって確認すること。
- (5) 質問 事実の存否又は問題点について、監査等の対象部局の職員などに質問して、回答又は説明を求めること。
- (6) 分析 事実の性質、内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確かめること。
- (7) 比較 年度別、時間別、関係要素別等による複数の数値を対照させて観察し、その異同を通じて問題点の有無を確かめること。

第11条 監査等の証拠入手

(監査等の証拠入手)

第11条 監査委員は、必要な監査等の証拠を入手するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じ、又は新たな事実を発見した場合は、監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

第11条中「監査等の証拠」とは、決定する監査等の結果の合理的な基礎を導くために利用する情報のことで、各種の記録に含まれる情報及びその他の情報からなります。

第2項は、監査等の手続の結果、想定していなかった事象又は新たな事実を発見した場合などは、より慎重に監査等を実施しなければならないことを規定したものです。

第12条 各種の監査等の有機的な連携及び調整

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行うものとする。

現行の監査の実務上、「決算審査」「例月出納検査」「財務監査」等は、法律上は目的に応じて区別されていますが、その目的や手続等は関連する部分もあることから、「決算審査における例月出納検査や財務監査との連携」等により、監査等の効率化が図られ、その結果、監査資源を有効活用することができます。

監査等における連携及び調整の具体例を例示すると次のようなものが想定されます。

① 決算審査と財務監査の連携

決算審査については、数値の正確性に加え、数値の裏付けとなる資料等（契約関係書類等）を審査する場合、既に財務監査において数値の裏付けとなる資料等を確認している部分については、その結果を決算審査に活用することで当該審査の効率化が図られ、例えば決算審査において予算執行の効率性の確認や財務分析に注力すること等、決算審査の充実及び強化を図ることが可能となります。

② 決算審査と例月出納検査の連携

既に例月出納検査において数値の裏付けとなる資料等を確認している部分については、①と同様、その結果を決算審査に活用することで当該審査の効率化が図られ、決算審査の充実及び強化を図ることが可能となります。

第13条 監査専門委員の選任

(監査専門委員の選任)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

第13条では、監査委員は、監査等の独立性を確保しつつ専門性を高める観点から、必要に応じて、監査専門委員を選任し、調査をさせることができます。

また、監査委員は、専門性が求められる分野について、監査専門委員を選任し、監査等を行うことで、専門的な知識の裏付けに基づいた監査等を行うことができます。なお、監査専門委員については、法第200条の2に規定されています。

第14条 監査等の意見聴取

(監査等の意見聴取)

第14条 監査委員は、必要に応じて、監査等の結果に関する報告の決定前に監査等に基づく監査対象部局の長に対する講評を行い、これに対する意見を聴取するものとする。

第14条は、監査の対象部局の長から意見を聴取することが、監査等の結果の正当性を確認するために重要なものと考え、規定したものです。

なお、意見の聴取は、監査等の結果に対する抗弁の機会にもなることを考慮して、結果に関する報告の決定の前に行うことを原則としていることを示したものです。

第4章 報告基準

第15条 監査等の結果に関する報告等の提出等

(監査等の結果に関する報告等の提出等)

第15条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、市長等に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出するものとする。

第15条は、監査、検査、審査で、結果に関する報告及び意見の法上の提出先や「意見」の位置付けが異なることから、分けて規定したものです。

また、第2項の勧告制度については、法第199条第11項の規定を受けて再掲しています。

第16条 監査等の結果に関する報告等への記載事項

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第16条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) この基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点(評価項目)
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。
- (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (4) 例月出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
- (5) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- (6) 基金運用審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
- (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第16条第1項は、監査報告等に記載すべき基本的事項を列記したものです。本基準に従った監査等ができなかった場合は、説明責任を果たすため、その旨、その内容、準拠できなかった条項及び準拠できなかった合理的な理由を監査報告等に記載するといった対応が必要となります。

第2項については「重要な点において～が認められる場合にはその旨・・・記載する」、第3項については「重要な点において～が認められない場合にはその旨・・・記載する」とあることから、軽微な点を除いている点や重要か否かの判断がつかない場合は記載を求めていることとなりますので、重要な点や監査委員の必要と認める事項として監査等の結果に記載することになります。

第17条 合議

(合議)

第17条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合は、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、市長等に提出するとともに公表するものとする。

第17条は、法令上は独任制である監査委員の合議が必要となる場合を明示したものです。

第2項では、合議により決定することができない事項がある場合の対応について規定しています。なお、この第2項については、法第199条第13項にも規定されています。

第18条 公表

(公表)

第18条 監査委員は、次に掲げる事項を全監査委員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

第18条は、公表が求められる監査等を明示したものです。

「全監査委員の連名」と規定していますが、法第199条の2に定められる監査執行上の除斥が行われた場合や、監査委員が病気等により職務を行い得ない場合は除きます。

第19条 措置状況の公表等

(措置状況の公表等)

第19条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めるものとする。

第19条第1項は、法第199条第14項及び第15項の措置内容の公表義務の規定を受け、この基準に再掲しています。

第19条第2項で、監査委員が、監査の結果に関する報告及び意見を提出した事項並びに勧告をした事項について、“業務の改善を促す”という認識に立ち、その方策の一つとして、措置がなされているのかどうかについての状況報告を求め確認を行うことを努力規定とすることにより、措置を促し、その状況を的確に把握しようと努めるものです。

当該措置が十分でない場合等には、必要に応じて監査の対象組織と意見交換を行い、改めて次年度の監査対象とすること、新たに勧告を行うこと、勧告において措置を講ずる期限を設けること又は複数回勧告を行うこと等の必要な対応を講じることにより監査の実効性を高められます。

また、このような報告を求めることにより、市長側が措置せず放置したり、措置が遅延することを抑止することとなり、監査の結果に関する報告等及び意見を提出した事項並びに勧告をした事項について、その原因や是正又は改善の取組を含めて、監査対象組織のみならず全庁的に共有することで、各部局の主体的な業務の改善につながり、監査の結果の有効性を向上させます。

第5章 補則

第20条 その他

(その他)

第20条 この基準の実施に関し必要な事項は、監査委員の合議により別に定めるものとする。

第20条中の「この基準の実施に関し必要な事項」については、加須市監査基準実施要領において定めています。